

## 「名人会」青年部会 規約

### 第1条（目的）

この会は、配合飼料「名人シリーズ」使用生産者や関係団体担当者から「名人会」の今後の活動に対し中心となるスタッフを多く育成することを目的とし、活動に際しては相互の密なる連携と新たな取り組みへの発展を期待する。

### 第2条（名称）

この会は、「名人会」青年部会（以下「部会」）という。

### 第3条（事務局）

部会の事務局は、茨城県畜産農業協同組合連合会内に置く。

### 第4条（事業）

部会では、第1条の目的を達するため次の事業を行う。

- ①各地牧場の現地視察
- ②講師を迎えての勉強会
- ③外部も交えた意見交換会
- ④新規取り組みの企画立案
- ⑤その他、必要な事項

### 第5条（会員）

部会は、全国畜産農業協同組合連合会・茨城県畜産農業協同組合連合会・雪印種苗株式会社担当職員と、配合飼料「名人シリーズ」使用生産者とで組織する。

### 第6条（役員）

部会の役員は次のとおりとし、団体の推薦により会員の中から選出する。

- ①理事 5名以上10名以内
- ②監事 1名
- ③顧問 「名人会」運営協議会役員

### 第7条（会長、副会長）

理事の中から、会長1名と副会長2名を選出する。

## 第8条（役員任期）

役員任期は2年とする。また、補欠のために選ばれた役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第9条（役員職務）

- ①会長は、部会を代表して会務を総括し、「名人会」運営協議会との連携を図る。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- ③理事は、役員会に出席し会務の遂行にあたる。
- ④監事は、部会の会計を監査する。
- ⑤顧問は、部会に対し助言を行なう。

## 第10条（会議）

部会の会議は、必要に応じ開催する。

## 第11条（議決）

会議の議決は、出席者の過半数をもって行なう。

## 第12条（会計年度）

部会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

## 第13条（その他）

この規約に定めない事項は、部会の議決を経て会長が定める。

## 附 則

1. この規約は、平成26年2月26日より施行する。